

「伊勢国津城合戦頸注文」及び「尾張国野間内海合戦頸注文」に関する考察（その2）

—津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成についての検討—

白 峰 旬

【要 旨】

慶長5年（1600）8月の津城合戦（伊勢国）で攻城側として戦った毛利家の「頸注文」である「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、376号～380号文書）と、慶長5年9月の野間内海合戦（尾張国）で戦った毛利家の「頸注文」である「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、381号～382号文書）の内容を検討する。本稿では、特に前者を中心として検討し、津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成について考察する。

【キーワード】

伊勢国津城合戦、尾張国野間内海合戦、頸注文、豊臣公儀、公戦

※拙稿「『伊勢国津城合戦頸注文』及び『尾張国野間内海合戦頸注文』に関する考察（その1）—津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成についての検討—」（『別府大学紀要』59号、別府大学、2018年）より続く。

8. 毛利家の軍事力編成についての先行研究

毛利家の軍事力編成（組編成）については、加藤益幹氏、中西誠氏、光成準治氏の先行研究がある。

まず、加藤益幹「豊臣政権下毛利氏の領国編成と軍役」⁽³⁴⁾は、『萩藩閥閥録』などの史料分析をもとに、次のような指摘をおこなった。

- (1) 朝鮮出兵で惣国検地高に基づく統一的軍役賦課体制が整うのに伴い、それを軍事的に組織化したのが、有力家臣を組頭とする組編成である。
- (2) 組は家臣の階層性・地域性に全く関わりなく編成されているのであり、それは惣国検地で統一的に把握した石高知行を基として自由に編成されたものといえることができる。
- (3) 組編成は決して固定的なものではなく、目的に応じて自由に組替・再編せられたとみることが出来る。
- (4) 組は、内部の構成者をみても階層性・地域性をもたず、石高に応じて自由に編成されたものであり、組自体も、固定的でなく、軍役賦課の度毎に組替・再編されるものであった。従って、組頭は毛利氏の代官的存在であり、組の構成者との関係も、日常的な結び付きは

薄く、軍役を実現することに限定されたものであったといえる。そこでは、戦国期の在地性で結ばれた一所衆的関係は既に克服されており、組頭は寄親と性格を異にする毛利氏の職制として位置付けられるのである。

- (5) 吉川広家の場合、毛利氏領国内に独自の構造を有するので、役高（7万石）は固定されている。よって、役高は吉川広家個人の負担であり、組（＝吉川広家組）としての負担ではない。
- (6) 毛利氏は惣国検地高に基づいた統一的賦課基準による軍役動員を体制化し、またそれに応じた軍事編成として、戦国期の階層性・地域性を止揚した組編成を制度化した。

この加藤氏による指摘を要約すると、毛利氏では豊臣政権期間（天正19年〔1591〕の領国高確定以降、慶長5年の関ヶ原の戦いに至るほぼ10年間）、有力家臣を組頭とする組編成がおこなわれ、その組の編成原理として、石高をもとに目的に応じて自由に組替・再編できるものであり、組頭（＝戦国時代の寄親と性格を異にする）とその組の構成者との関係は、日常的な結び付きは薄く、軍役を実現することに限定されたものであった、ということになる。なお、吉川広家は毛利家内で組としての役負担を賦課されておらず、役高は固定していた、という指摘は、吉川広家が他の毛利家重臣クラスのように組編成を受けない、という意味で重要である。

次に、中西誠「近世初期毛利氏家臣団の編成的特質－慶長期「組」編成の分析を中心に－」⁽³⁵⁾は、慶長2年（1597）の第二次朝鮮出兵（慶長の役）時の「朝鮮国御渡海之時御当家旗本・組人数」（『無尽集 軍利卷之三』、山口県文書館蔵「毛利家文庫」）の分析から、第二次朝鮮出兵（慶長の役）時における毛利家の部隊構成（組編成）について、次のような指摘をおこなった。

- (1) 第一類型として、毛利一門が組頭をつとめる宍戸元次組・毛利元康組・天野（毛利）元政組があり、それぞれの合計軍役高は6万石前後に達する。
- (2) 第二類型として、毛利輝元側近の安国寺恵瓊が組頭をつとめる安国寺恵瓊組は、合計軍役高は7万771石⁽³⁶⁾であり、第一類型の各組のそれぞれの合計軍役高と等しい。
- (3) 第三類型として、譜代重臣が組頭をつとめる福原広俊組・相杜元縁組があり、福原広俊組の合計軍役石高は6万7793石で第一類型・第二類型の各組のそれぞれの合計軍役石高に近いが、相杜元縁組の合計軍役石高は1万3477石⁽³⁷⁾であり、他の組に比べて規模が小さい。その理由は、相杜元縁組は「旗本」の一部として陣立したためである。
- (4) 第四類型として、三輪元徳組は合計軍役高が3285石であり、他の組に比べてかなり低いが、その理由は、三輪元徳組が毛利秀元（第二次朝鮮出兵の毛利軍総大将）の本隊直属の小荷駄隊であったためである。
- (5) 吉川・小早川の両川は、豊臣政権下で大名化を遂げていたことから「組」編成には含まれず、それぞれの家中からなる独自の軍団をもって毛利軍に参陣していた。
- (6) 上述した加藤氏の指摘（組編成の特質として軍役賦課の度に編成替えがなされること）に対して、中西氏は、第一類型については、人格的結合関係を基として組子に配属された国衆・外様は、編成替えを免れている点を指摘している。また、慶長期毛利氏家臣団における組編成を非人格的な組織とする加藤氏の見解について、中西氏は、一面的であり、第一類型については、独立性の強い国衆・外様を組編成に組織するにあたっては、毛利一門の権威と個別的な人格結合関係に基づいた編成形態が採用された、と指摘している。
- (7) 第二類型の安国寺恵瓊組の指揮は、組頭の安国寺恵瓊のみが担当したのではなく、渡海直前、毛利輝元は、安国寺恵瓊と益田元祥の両名の談合（相談）で組を指揮するように指示している。つまり、安国寺恵瓊組は、安国寺恵瓊と有力国衆の益田元祥による共同指揮体制がとられていた。

- (8) 第三類型については、譜代重臣組は毛利氏「家中」軍団を基に成立しているため、軍役ごとの徹底的な編成替えや法度による組支配という非人格的な近世的家臣団編成構造を獲得している。
- (9) 当時の毛利氏の組編成の創出を、地縁・血縁性を排除した軍役達成を一義とする家臣団編成の成立と評価する加藤氏の見解に対して、中西氏は、それは一面的な見方であり、毛利一門組（第一類型）、国衆組（第二類型）のように独立性の濃い有力国衆・外様を組編成＝組頭・組子（組士）制のタテ秩序に位置付けるため人格的な編成原理を導入した、と指摘している。その一方で、譜代重臣組（第三類型）は軍役・普請役ごとの編成替えや法度による組支配という非人格的な編成構造を有していた、と中西氏は指摘している。つまり、当該期の毛利氏の場合、人格的編成と非人格的編成という二元的な家臣団編成構造をとっていた。

このように、中西氏の研究成果は、毛利家の主要な組構成を上述のように、第一類型から第三類型まで三分類してその実態を考察し、それぞれのタイプの編成原理の特質を明らかにしたうえで、組の編成原理は一律の方針でおこなわれたのではなく、類型によって違いがあった（第一類型、第二類型は人格的編成、第三類型は非人格的編成）ことを指摘した意義は大きい。

光成準治「軍事力編成からみた毛利氏の関ヶ原」⁽³⁸⁾は、伊勢国安濃津城攻撃の際の「頸注文」（慶長5年8月24・25日付、『大日本古文書』〈毛利家文書〉、376号～380号文書）と毛利家の分限帳である「廣島御時代分限帳」（山口県文書館蔵）などの分析から関ヶ原本戦における毛利家の軍事力編成を考察して、次のような指摘をおこなった。

- (1) 宍戸元次組には、給地のうち約4割の所領があった備中国の有力な国人領主の大部分が属していた。ただし、宇喜多氏領国に近接する給人を在国させていたのではないかと光成氏は指摘している。
- (2) 毛利元政組に属していた有力な国人領主には山内・阿曾沼がいた。
- (3) 安国寺恵瓊組には、「廣島御時代分限帳」において石高の高い国人領主である平賀・益田・熊谷など多くの有力な国人領主が編成されていた。この点から、関ヶ原合戦時には、有力な国人領主層の安国寺組への集中的な編成が進められていた。このような安国寺組の編成は、恵瓊に対する毛利輝元の信頼感の高さを示すとともに、恵瓊の統率力を輝元が高く評価していたことを窺わせる。ただし、恵瓊独自の兵力は極めて少ないものと考えられ、与力分の兵力も多くない。
- (4) 福原広俊組は、前掲の中西誠氏の論文が指摘しているように、毛利一門・国衆庶子などを含みながらも譜代家臣を中心とする構成である。しかし、宍戸元次組、毛利元政組、安国寺恵瓊組に属した国人領主に比べて、相対的に石高の低い国人領主を構成員としている。この理由については、関ヶ原合戦時に至ってもなお、石高の高い国人領主の自律性を完全に否定することはできなかったため、彼らに対する軍事指揮権は毛利一門（宍戸元次、毛利元政）あるいは毛利氏中枢の最上位にあった恵瓊に委ねなければならなかったからである。福原広俊が率いる兵力は、他の組（渡辺長組を除く）に比べて少なかった。
- (5) 渡辺長組は、石高の高い国人領主層・譜代家臣層が構成員であったとは考え難く、組全体の兵力数は少なかったと考えられる。
- (6) 吉川広家勢については、家臣の今田経忠・桂春房・祖式長好らは、国許の米子城普請に従事していたため在国していたので、家臣団すべてが上坂したわけではない。吉川広家勢は軍役賦課基準通りの兵力が安濃津城攻撃に参加したと推測される。なお、安濃津城攻撃において、320名の討死・負傷者という多大な損害を被った、と光成氏は指摘しているが、「伊勢

国津城合戦手負討死注文」（『吉川家文書之一』〈大日本古文書〉、728号文書⁽³⁹⁾）を見ると、津城合戦における吉川家の手負・討死人数の合計は302名であるので、320名ではなく302名が正しい。

- (7) 毛利秀元勢については、安濃津城攻撃の際の「頸注文」の記述から、有力な国人領主層（内藤・繁沢・吉見・牧野・多賀・多賀山）は、毛利秀元の直属家臣団とは区別され、秀元の直接的な指揮権は及ばなかったと考えられる⁽⁴⁰⁾。
- (8) 直属兵力数では吉川広家が最大であったが、第一次朝鮮出兵以降、広家は他の給人に対する軍事指揮権を失っていたため毛利勢の総大将にはなり得ず、一方で、毛利秀元を総大将と位置付ける同時代史料も確認できない。瀬田から安濃津、南宮山へと転戦した毛利勢は、毛利輝元の決定した基本方針に基づき、安国寺恵瓊の統括下に行動していた。
- (9) 毛利輝元は、吉川家のような単独の軍事編成を認めている。
- (10) 第二次朝鮮出兵期になると、毛利氏の軍事力編成は組編成へと移行するが、吉川広家が組の指揮官となることは一度もなく、すべて吉川家家中のみで構成される単独の組織を率いている⁽⁴¹⁾。
- (11) 「伊勢国津城合戦頸注文」における、各組の構成員の内容から編成替が常態化していたことが窺え、各軍事行動や普請ごとに必要な人員及びその配置は異なっており、それに対応するためには編成替が必要であった。また、人格的・地縁的要素に依拠しない編成であるため、指揮官と構成員の個別の関係は存在せず、編成替を自由に行うことが可能であった⁽⁴²⁾。

このように、光成氏の論文による考察では、毛利家の軍勢の安濃津城攻撃から関ヶ原の戦いに至る兵力編成について、具体的に多くの論点を提示している点に意義がある。特に、上記（11）の指摘内容が、上述した加藤益幹氏の上記（4）の指摘内容と近似している点は注目される。

9. 津城合戦における毛利家の軍事力編成

上述した毛利家の軍事力編成についての先行研究による指摘も考慮しながら、津城合戦における毛利家の軍事力編成について検討する。

表1から表7をもとに、津城合戦における毛利家の軍事力編成について作図したものが図1である。図1における吉川広家勢については、前掲「伊勢国津城合戦手負討死注文」と岩国徴古館所蔵『雲州御時代御家人帳』⁽⁴³⁾をもとに記載した。

なお、図1では、上述の加藤益幹氏の指摘（5）、中西誠氏の指摘（5）、光成準治氏の指摘（9）、（10）を考慮して、吉川広家については吉川広家組ではなく、吉川広家の家中で構成される単独の軍事編成と見なして、吉川広家勢とした。

図1によれば、次の諸点が指摘できる。

- (1) 中西論文で指摘された毛利一門組の宍戸元次組、毛利元政組が、津城合戦でも参戦している。ただし、中西論文で指摘された毛利一門組の毛利元康組は津城合戦に参戦せず、予備軍として大坂待機、大津城攻略にあたった⁽⁴⁴⁾。
- (2) 中西論文で指摘された安国寺恵瓊組が、津城合戦でも参戦している。ただし、光成論文で指摘されているように、有力な国人領主層の安国寺組への集中的な編成が進められていた。
- (3) 中西論文で指摘された譜代重臣組の福原広俊組が、津城合戦でも参戦している。

このように見ると、津城合戦における毛利家の軍事力編成は、毛利一門組（宍戸元次組、毛利元政組）、安国寺恵瓊組、譜代重臣組の福原広俊組、渡辺長組に毛利秀元組、吉川広家勢を加え

た編成であり、中西論文で指摘された第二次朝鮮出兵（慶長の役）時の毛利家の軍事力編成と基本的には同じであることがわかる。

それでは、安国寺恵瓊組が図1に見られるように大規模な兵力編成（部隊編成）になった理由をどのように考えればよいのだろうか。

光成論文では、安国寺恵瓊は「朝鮮侵略戦争時に続いて軍事指揮官を務めており、関ヶ原合戦時には有力な国人領主層や隆景旧家臣団を率いるなど、その指揮権は拡大している。このような権限の拡大は単に輝元の信任のみに基づくものとは考え難く、朝鮮侵略戦争時における軍事指揮の実績を指揮下にあった給人からも評価されていたことが背景にあったのだろう。」と指摘している。

しかし、本来、大名ではなく自己の家臣団も編成していなかった安国寺恵瓊に、現場（戦場）において、このような大規模な兵力（部隊）の具体的な軍事指揮が実際に可能であったのかは疑問である。

安国寺恵瓊が大名であったのか否か、という議論については、前掲・津野倫明「安国寺恵瓊の虚像と実像」、同「恵瓊大名説の再検討」⁽⁴⁵⁾に詳しいが、津野氏は文禄の役の際立書に安国寺恵瓊に関する記載がないこと、恵瓊には継嗣がないことなどを理由として、恵瓊大名説を否定している。また、津城合戦の頸注文に「安国寺与力」として記された4名について、津城の攻防において恵瓊が組頭として率いていた毛利氏家臣であり、恵瓊の家臣ではない、と指摘している。

この津野氏の指摘によれば、安国寺恵瓊は大名ではなく自己の家臣団も編成していなかったことになる。こうした点と、上述した中西論文の指摘（7）にあるように、第二次朝鮮出兵（慶長の役）時の安国寺恵瓊組は、恵瓊が単独で軍事指揮したのではなく、恵瓊と益田元祥による共同指揮体制だったことを勘案すると、次のような指摘ができる。

- (1) 津城合戦における毛利氏の軍勢は単なる毛利氏の私兵としてではなく、豊臣公儀の軍勢として戦った。このことは、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、379号文書。表4参照。）の宛所2名のうち1名が五奉行の増田長盛になっていることや、他大名の嫡子である毛利勝永が安国寺恵瓊組の指揮下に組み込まれていた（表4参照）ことからわかる。
- (2) 安国寺恵瓊組の指揮は、形式上は恵瓊と益田元祥による共同指揮体制だったが、現場（戦場）での具体的な実際の軍事指揮は益田元祥がおこない、恵瓊は豊臣公儀から派遣された軍監的立場であった。そのため、安国寺恵瓊組は津城合戦における毛利氏の軍勢の中で最も豊臣公儀軍としての性格が強かった中核であったので大規模な兵力編成（部隊編成）になった。

安国寺恵瓊の毛利家内における立場を考えると、そもそも、安国寺恵瓊の名前は、前掲『毛利氏八箇国御時代分限帳』、前掲『広島御時代分限帳』に見えないことから、安国寺恵瓊は毛利家の家臣ではなかった（換言すれば、毛利輝元と安国寺恵瓊の間に封建の主従関係はなかった）と考えられ、毛利家に従属する立場というよりは、恵瓊は毛利家に対して豊臣公儀を代表する人物（豊臣公儀の代理人）の一人として、豊臣公儀軍としての軍事指揮（豊臣公儀としての意志）の遂行を監督する軍監としての立場だったと見た方がよさそう。

〔史料1〕⁽⁴⁶⁾

a 伏見之城へ人数差寄、責口被申付候刻、勢州へ可相働之旨、奉行衆相談被相究候、惣別濃州・北国両口之仕置、堅被申付候て社尤候、勢州さしむかひたる儀二もあらず候間、出勢無詮候、雖然、 b 長太^(マカ)、安国寺被罷向、あの、津近邊掠本と申所、兩人被陣取候、

如何候哉、夜中我等陣所、関之地蔵へ被引取候、其の猶以敵味方覚相替候、其後又津之城可指寄之由被相催候、(中略) c 城(引用者注：津城を指す)被乗崩候へ共、手負・死人候て人数半分ニ罷成、味方之覚莫大ニ罷替候事

〔史料1〕は「吉川広家自筆覚書案(慶長六年)」の中の一節であり、前年の慶長5年に吉川広家が伊勢へ出陣して津城合戦に至る経緯が記されている。

下線aは、奉行衆が相談して吉川広家の伊勢への出陣が決定し、その時期として伏見城攻撃の段階であった、としている。伏見城の包囲開始が7月19日であり⁽⁴⁷⁾、伏見城が落城するのは8月1日なので⁽⁴⁸⁾、このことを勘案すると、奉行衆が吉川広家に対して伊勢への出陣を命じたのは7月下旬ということになる。この奉行衆とは、四奉行(石田三成、増田長盛、長束正家、前田玄以)を指すと考えられる。奉行衆の相談により、吉川広家の伊勢への出陣が決定した、としている点は、豊臣公儀の四奉行が合議で次の軍事方針(部将クラスの次の出陣場所)を決定したことや、豊臣公儀の四奉行が部将クラスに対する軍事指揮権を掌握していたことがわかる。

その証左として、「8月10日付益田元祥宛毛利輝元書状写」⁽⁴⁹⁾には「秀元事、勢州面可有陣替之由、長大・安国寺より被申越候条、早々陣替候て可然之由申候間、可被得其心候」と記されていて、8月10日の時点で、毛利秀元の伊勢方面への陣替について長束正家と安国寺恵瓊が決定して、そのことを毛利輝元が事後承認している。このことからすると、四奉行のほか安国寺恵瓊も次の軍事方針決定の合議に加わっていた可能性が高い。その意味では、安国寺恵瓊は毛利家側というよりは豊臣公儀の中核に近いスタンスであったことになる。

下線bは、伊勢国内への出陣について、長束正家と安国寺恵瓊が吉川広家よりも先に進軍しており、長束正家と安国寺恵瓊は安濃津近辺の椋本(現三重県津市芸濃町椋本)に陣取りをしていた時点で、吉川広家は関之地蔵(現三重県亀山市関町)に陣所を置いていたことがわかる。この2つの場所の距離は直線距離にして約5.7kmである。

下線cは、津城合戦の結果、吉川広家の軍勢は手負や討死した者が多数出たため、軍勢の人数が半分になった、としている。上述のように、前掲「伊勢国津城合戦手負討死注文」を見ると、津城合戦における吉川家の手負・討死人数の合計は302名であるので、津城合戦をおこなう前の吉川広家の軍勢の人数は600名程度だったことになる。

〔史料2〕⁽⁵⁰⁾

九月十五日、南宮山にて合戦、只今各如被申候、其程被見懸候者、d 幸大将之長大蔵、長老兩人被罷出候間、e 福式・我等ニハ不被搆、各被仰談、則時ニ一戦可被仕儀ニ候處、臨其期ハ、長大、安国(「寺」脱カ)不被相進候、只今世上之譚談ハ相違申躰ニ候、又可成と被見懸候所ハ、f 我等式へ一言之尋無御座候而も被申付候、其故ハ、津之城にて八月廿四日進陣、廿五日ニ仕寄候て、廿六日ニ可乗崩と申合候筈悉違候て、長束責口ハ町口へ被仕懸、其ま、城乗ニ罷成候(後略)

〔史料2〕も前掲「吉川広家自筆覚書案(慶長六年)」の中の一節であり、前年の慶長5年の関ヶ原の戦いにおける南宮山(津城合戦後、伊勢から移動した毛利家の軍勢が布陣した)での戦況と、津城合戦での戦況が記されている。

下線dは、長束正家と安国寺恵瓊が「大将」であると明記されている。つまり、南宮山に布陣した毛利氏の軍勢の「大将」は長束正家と安国寺恵瓊であり、毛利秀元ではなかったことがわかる。

下線eは、その「大将」である長束正家と安国寺恵瓊が相談して、福原広俊と吉川広家の意向は聞かずにすぐに一戦することを決めた、としている。このことは、長束正家と安国寺恵瓊が南

宮山に布陣した毛利氏の軍勢の軍事指揮権を掌握していて、長東正家と安国寺恵瓊が福原広俊と吉川広家よりも地位が上であったことを示している。

下線 f は、津城合戦の経過に関する記載であり、津城攻撃について、進陣（8月24日）→仕寄^{しよせ}（8月25日）→城を乗り崩す（8月26日）という城攻めの事前の予定（申し合わせ）を無視して長東正家が攻撃を開始して、そのまま津城を乗り崩した、としている。このことについて、吉川広家は非難しているが、こうしたことを長東正家が強引にできたのは、長東正家が軍事指揮権を掌握していたからである。

上述したように、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号～380号文書）の内容は、8月24日の戦いに関するものと8月25日の戦いに関するものしかないので、津城合戦はこの両日におこなわれたことがわかる。よって、8月26日に城を乗り崩すという当初の予定は1日早まったことになる。

上述した「8月10日付益田元祥宛毛利輝元書状写」⁽⁵²⁾の内容により、8月10日の時点で、毛利秀元の伊勢方面への陣替について長東正家と安国寺恵瓊が決定して、そのことを毛利輝元が事後承認したことと、上記の〔史料1〕、〔史料2〕の内容からすると、津城合戦、南宮山布陣の時点において、現地での毛利氏の軍勢の最高指揮官（豊臣公儀から派遣された軍監としての立場も兼任した）は長東正家⁽⁵³⁾と安国寺恵瓊であり、この2人が現地での毛利氏の軍勢全体に対する軍事指揮権（開戦の決定権、毛利氏の各組に対する指図など）を掌握していたことになる⁽⁵⁴⁾。ただし、安国寺恵瓊は自己の家臣団も編成していないこともあり、あくまで軍監的立場であったと思われる。

長東正家と安国寺恵瓊が現地での毛利氏の軍勢の最高指揮官であった理由は、長東正家が豊臣政権の五奉行の一人であったことと、安国寺恵瓊が豊臣政権（豊臣公儀）と毛利氏との間の「取次」としての役割を果たしていたこと⁽⁵⁵⁾に起因すると考えられ、上述のように軍事方針の決定に関して安国寺恵瓊が豊臣公儀の中核に近いスタンスであったことも直接影響していると考えられる。この2人（長東正家と安国寺恵瓊）が豊臣公儀から現地（戦場）に派遣された最高指揮官（豊臣公儀から派遣された軍監としての立場も兼任）であった点を考慮すると、現地での毛利氏の軍勢は豊臣公儀の軍勢としての性格を有していたことになる。

上述したように、長東正家と安国寺恵瓊が最も早く伊勢国内に進軍したことは、この2人が豊臣公儀から派遣された最高指揮官であったことによるものであろう。

以上の点など（後述する点も含む）を考慮して、現地の毛利氏の軍勢などに対する指揮系統を図2として作図した。さらに、参考として図録『毛利氏の関ヶ原』⁽⁵⁶⁾における「毛利軍の編制」の図を図3として引用した。

次に毛利氏の軍勢の動員兵力数について検討する。この点については、すでに光成論文において考察されており、一次史料の検討から、安濃津城攻撃に向かった毛利勢は毛利秀元、益田元祥を除く組（吉川広家、安国寺恵瓊、長東正家、福原広俊、渡辺長）が先行し、遅れて毛利秀元、益田元祥が向かった、と指摘されている。そして、光成論文の表1「安濃津城攻撃、南宮山配置兵力（1）」、表2「安濃津城攻撃、南宮山配置兵力（2）」の数値（推計値）をあてはめると、先行勢（遅れて向かった毛利秀元、益田元祥を除く、安濃津城攻撃に向かった毛利勢）の兵力数は9500程度となり、同時代史料（「8月6日付石田三成書状写」〔『歴代古案』〕、「8月10日付石田三成書状」〔『浅野家文書』〕、「8月10日付石田三成書状写」〔『歴代古案』〕）の「一万」という数値とほぼ一致する、と指摘されている⁽⁵⁷⁾。

すでに光成論文において史料引用されているが、『義演准后日記』8月5日条では、毛利内の安国寺恵瓊が1000人ばかりで尾州（尾張国）に出陣する、とされているほか、「8月6日付石田

村上三介の名前は、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、377号文書。表4参照。）の「宍戸元次の一手共」の中には出てこない⁽⁶⁴⁾。よって、津城合戦における村上三介の手柄というのは、頸取り以外の活躍を指していると考えられる。

宍戸元次が村上三介の手柄を栗屋孝春から詳しく報告を受けた、としていることは、栗屋孝春が宍戸元次組において、組内の戦功報告をまとめて宍戸元次へ上申する役目であったのか、或いは、村上三介と栗屋孝春の間になんらかの上下関係が存在していたのか、などの想定ができるが、詳しいことはよくわからない。或いは、宛所の脇付として「御陣所」と記されているので、宍戸元次の在陣場所と村上三介の在陣場所が離れていたため、村上三介などの戦功報告をするために栗屋孝春が宍戸元次の在陣場所に出向いて、その後、栗屋孝春から報告を聞いた宍戸元次がこの書状を村上三介に対して出した、ということかも知れない。

下線bでは、この村上三介の手柄について、やがて「大坂」へ披露して「御書」を出される予定である、としている。津城合戦の戦功について「大坂」へ披露するとしているが、この場合の「大坂」とは豊臣秀頼、或いは、毛利輝元を指すと考えられる。いずれにしても、この2人は豊臣公儀を体現する人物であるから、豊臣公儀へ津城合戦の戦功を報告・披露するという意味になり、このことから津城合戦に参戦した毛利勢が豊臣公儀軍であったことの証左となる。

そして、戦功報告・披露をした後に「大坂」から出される「御書」というのは、感状のことを指していると考えられる。

〔史料4〕⁽⁶⁵⁾

返々御内儀へも此由申度候へ、以上

c 昨日廿四、勢州津城御取巻、即時西孫兵申談、本丸を心差、大手之門をやふり切入、d 其中途ニノ三左事被鐵炮疵、被立御用候、随分心懸無比類、e 頸壹ツ被討捕之由候へ共、其刻之事にて無曲被罷成、無是非次第可申様も無之候、其身心得なども一段可然、又役め等をも肝煎被申、一方之重寶と存候處、殊ニ遙之人躰を如此候之儀、不及是非候、御朦氣之程察存候、先々此段可申ため内衆下候、爰元ニ五郎助壹人留置候、恐々謹言

八月廿五日

内 久太 判

楊 新五左衛門

〔史料4〕は、8月25日付で内藤久太郎が楊井春俊（＝楊井新五左衛門）に対して出した書状である。内藤久太郎については、光成論文の表3「秀元家臣団の兵力内訳」に名前があるので、毛利秀元の家臣である。楊井春俊（＝楊井新五左衛門）の名前は、光成論文の表3「秀元家臣団の兵力内訳」には見えないが、〔史料4〕の内容からすると、毛利秀元の家臣と思われる。

下線cは、前日の8月24日に津城を包囲し、即時に西元由と相談して、本丸を目指して大手の門を破って切り込んだ、としている⁽⁶⁶⁾。

この記載からすると、8月24日に津城への攻撃が開始されたことがわかる。本丸を目指して大手の門を破って切り込んだ、としていることから、大手の門は二の丸にあったと推測され、8月24日の時点ではまだ本丸へは入っていないと考えられる。

下線dは、その中途（つまり、大手門を破って入った段階）で、楊井規春（＝三左衛門）が鉄炮疵を受けて討死した、としている⁽⁶⁷⁾。

下線eは、楊井規春が敵の頸を1つ討ち捕らえたが、鉄炮疵を受けて討死したので無念である、としている。

楊井規春の討死については、『萩藩閥閥録』⁽⁶⁸⁾に「楊井三左衛門規春 始彌七 慶長五年八月

廿四日勢州津城ニ而討死仕候、于時貳十五歳」と記されている。年齢的に考えると、楊井春俊が父であり、楊井規春がその子であった、と思われる。

〔史料5〕⁽⁶⁹⁾

急度申遣候、f 藤佐領分之儀、留守居操之道在之儀候条、動之儀今少可差延、やかて趣可申下候、加藤佐^(マツ) (左カ) 馬領之儀ハ成次第、涯分可令發向候、g 仍津城之儀、一昨日廿四日 (廿五日カ) 切崩之由候、h 美濃表之儀、敵罷出候、大河を越深入候、幸候間此度不残討果、調儀申付候条勝手案中候、可心安候、追々吉事可申聞候、其面之儀丈夫可申付候、不可有緩候、かしく

輝元公

御判

八月廿七日

村 大和

宍 善左

村 掃

曾 孫左

〔史料5〕は、8月27日付で毛利輝元が村上武吉・宍戸元真（宍戸景世）・村上元吉・曾祢景房に対して出した書状である。

この書状の宛所になっている4人は、光成論文の表7「阿波・伊予派遣兵力」に名前があり、伊予に派兵されたことがわかる。この書状については、すでに光成準治『関ヶ原前夜－西軍大名たちの戦い』⁽⁷⁰⁾において引用・検討されており、下線f⁽⁷¹⁾については、①藤堂高虎領の留守居の者を離反させる方策があるので直接の軍事侵攻は今しばらく延期する、②加藤嘉明領について、輝元は準備が整い次第、直接の軍事侵攻に移るように指示した、としている。

光成氏は毛利輝元が指示した四国侵攻などの思惑について「輝元は豊臣奉行衆と同盟して表面的には豊臣政権を支える姿勢を見せながら、その真意は独立的な領国を形成することにあり（後略）」⁽⁷²⁾と指摘している。

しかし、豊臣公儀（石田・毛利連合政権）が敵対した家康方大名の居城（或いは支城）の受け取りをおこなったことは西国で広く見られる（豊後木付城、丹後田辺城、阿波徳島城〔猪山城〕、伊賀上野城）。よって、豊臣公儀に敵対した家康方である伊予国内の藤堂高虎、加藤嘉明の居城受け取りを目指して、毛利輝元の指示で伊予国内へ軍事侵攻したことは、輝元の私的な個人的意図による軍事侵攻ととらえるべきではなく、豊臣公儀に反逆した大名領国の収公（つまり、伊予国内の藤堂高虎領、加藤嘉明領の収公を豊臣公儀の中では毛利輝元が担当した）ととらえるべきであろう。

下線gは、一昨日の8月24日に津城を切り崩した、としている。しかし、この書状は8月27日付であるから、一昨日に該当するのは8月25日である。よって、下線gにおける「一昨日廿四日」は、「一昨日廿五日」と記すべきところを「一昨日廿四日」と誤記された、と考えられる。この場合の「切り崩した」を「落城させた」という意味で使用しているとすれば、8月25日に津城を落城させた、ということになる。

下線h⁽⁷³⁾は、美濃方面の戦況として、敵（家康方軍勢）が出陣して大河（木曾川）を越えて侵攻してきたので、残らず討ち果たすように毛利輝元が申し付けた、としている。これは福島正則などの家康方部将による木曾川渡河（8月22日）、岐阜城攻撃（8月23日）を指しているのも、この書状の日付である8月27日から見て5日前の木曾川渡河、4日前の岐阜城攻撃の情報（敵

の動きに関する情報）を、大坂城に在城していた毛利輝元が正確に把握していたことを示している。

この時点（8月27日）で、毛利輝元が家康方軍勢の討伐を命じていることは、依然として家康との対決姿勢を明確にしているという意味で注目される。そして、この時点（8月27日）で、毛利輝元が家康方軍勢との対戦の行方に楽観的見通しであった（つまり、家康との和睦を全く考えていなかった）ことも注目される。

〔史料6〕⁽⁷⁴⁾

k 二の丸へ入置候^(マ)ハてハ役ニ不立役^(マ)（衍カ）事候、l 右衛門尉使いか、申候哉〜
i 津の城廿四日^(マ)（廿五日カ）則乗崩候、悉討果各手から見事さ、非大かた之由候、本望此事候、可心安候、j 仍其元之儀、二の丸へハ不入立候哉、趣万可申越候、不可有油断候、為此申遣候、かしく

輝元公

八月廿七日

御判

充所文字^(マ)不分明

〔史料6〕は、8月27日付で毛利輝元が出した書状である。宛所は「文字」が「不分明」であるとしているが、粟屋元吉に出したものと思われる⁽⁷⁵⁾。

下線 i では、津城を乗り崩し⁽⁷⁶⁾、敵を悉く討ち果たした各自の手柄を賞している。ただし、津城を乗り崩した日を8月24日としているが、上述のように前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、379号文書）の検討結果からすると、8月25日に津城本丸での戦いがあったことがわかるので、津城を乗り崩した日は8月25日とするのが正しい。

下線 j は、粟屋元吉が津城の二の丸に入ったのかどうかについて、輝元へ報告するように命じている。下線 k は、津城の二の丸へ（在番衆を）入れておかないと役に立たない、と述べている。

下線 l は、下線 k の内容について、増田長盛の使者がどのように言っているのか、ということ輝元が粟屋元吉に対して聞いている。

要するに、下線 j と下線 k の内容は、毛利輝元が粟屋元吉に対して、津城二の丸の受け取りについて具体的に指示したものであり、下線 l は、津城二の丸の受け取りについて、増田長盛の使者がどのように言っているのか、ということ輝元に報告するように指示していることになる。

この点を考慮すると、増田長盛の使者と粟屋元吉は同道して津城に在番する予定の人数を率いて、津城受け取りのため、津城落城後、大坂から派遣されたものと推測できる。毛利家の家臣である粟屋元吉だけでなく、増田長盛（五奉行の一人）の使者も同道していることは、津城を豊臣公儀として受け取る、ということを示している。このことから津城合戦が豊臣公儀軍による公戦であったことがわかる。

後述のように、8月27日の時点では、津城を攻め落としたので、毛利勢は尾張方面へ転戦することになった⁽⁷⁷⁾。よって、津城に在番衆を置く必要があり、そのため増田長盛の使者と粟屋元吉が大坂から派遣されたのであろう。

なお、光成論文の表4「大津城占領予定兵力」の中に粟屋元吉の名前があり（ただし、光成論文の表4「大津城占領予定兵力」では「粟屋元吉カ」としている。）、光成論文では「大津城への毛利勢の派遣が八月中旬から下旬であったと考えられる〔八月二十七日付、毛利輝元書状写『萩藩閩閩録』巻百一〕」としていて、この書状（〔史料6〕）を八月中旬から下旬に毛利勢が大津城に派遣されたことの根拠としているが、大津城主・京極高次が大津城に籠城するのは9月3日か

らなので⁽⁷⁸⁾、光成論文で、8月中旬から下旬に毛利勢が大津城に派遣されたと想定しているのは時期的に見て早すぎると思われる。そして、この書状（〔史料6〕）は大津城への毛利勢派遣を述べたものではなく、上述のように津城への毛利勢派遣を述べたものである。

〔史料7〕⁽⁷⁹⁾

御方内々御心底之趣承本望候、m去年津之城などの時も先手御心懸候つる由各申候、誠肝要之儀候、彌御嗜専一候、乍勿論以來別而不可有疎意候、猶以一筋之御馳走可為太慶候、必々以面上可申候、吉事、恐々謹言

右馬

御判（輝元）

十月十二日

忠三郎殿 まいる 申給へ

〔史料7〕は、慶長6年の10月12日付で毛利輝元が毛利元俱（＝忠三郎）に対して出した書状である。下線mは、昨年（慶長5年）の津城合戦の時に、毛利元俱が先手を心掛けたことを各自が述べている、として賞したものである。

毛利元俱は毛利元政の子であるので、津城合戦では毛利元政組に属して戦ったと思われる。津城合戦における毛利元俱の奮戦については、『萩藩閥閥録』⁽⁸⁰⁾において、この文書（〔史料7〕）の引用のあとの箇所に記載がある。

その記載をまとめると、①毛利元俱（＝忠三郎）は津城合戦の時、16歳であった、②毛利元俱は父の毛利元政と一所に南之手へ乗り掛け、諸勢に先立って堀之手へ付けた時、熾差⁽⁸¹⁾は「石州河のほり」⁽⁸²⁾の大仁助⁽⁸³⁾と言う大力の僕従⁽⁸⁴⁾であった、③この僕従が「十二端之昇」を捧げて、堀之手へ差し掛かった時、腕に鉄炮の玉を受けて少し手先が危なく見えた、④それを郎従⁽⁸⁵⁾の兒玉兵助⁽⁸⁶⁾が大力にて手を添えて「昇」を押し立てた時、「當手一番乗と有之儀」と大声にて呼ばわった、というようになる。

この記載内容を見ると、津城合戦における毛利元俱の先手としての奮戦の様子がよくわかる。

〔史料8〕⁽⁸⁷⁾

n今度津之城、被乗崩候刻、御手柄之段、無其隠候、於我等満足不過之候、中々存程不申入候、将又、o美濃表、敵大川を越、赤坂迄令放火、罷退候事不成候て在之由候、p其表御人数追々可被相越候、q從此方御人数被差遣候間、悉可被討果儀眼前候、其表之事承懸ニ先申入候、恐惶謹言

増右

長盛（花押）

八月廿六日

吉川侍従殿

御陣所

〔史料8〕は、8月26日付で増田長盛が吉川広家に対して出した書状である。下線nは、津城を乗り崩したことについて、御手柄として吉川広家を賞したものである。この場合、乗り崩したのは津城の二の丸を指すのか、或いは、津城の本丸を指すのかは明記されていないが、後掲の〔史料9〕（8月26日付鍋島勝茂宛増田長盛書状）の内容からすると、8月26日の時点では、津城の本丸を乗り崩した報告をまだ増田長盛は受けていなかった（上述のように津城の本丸を乗り崩したのは8月25日である）ことになるので、下線nにおいて、津城を乗り崩したとしているのは、

津城の二の丸を指すの可能性がある。

下線 n にあるように、五奉行の一人である増田長盛がこのように賞していることから、津城合戦が豊臣公儀としての公戦であったことがわかる。

下線 o では、美濃方面において、敵（=家康方軍勢）は大川（=木曾川）を越えて赤坂まで放火して、退くことができず在（陣）している、と報じている。このように、大坂城に在城していた増田長盛が、当時の敵（=家康方軍勢）の動向を正確に把握していたことは注目される。

下線 p では、「其表」（=美濃表）へ吉川広家の人数（軍勢）を転進させるように命じている。この転進命令を、大坂城に在城していた増田長盛（五奉行の一人）が出したことから、吉川広家を含む毛利家の軍勢が豊臣公儀の軍勢として転戦していた（豊臣公儀の指示で軍勢を動かしていた）ことがわかる。

下線 q では、「此方」（=大坂）から人数（軍勢）を（美濃方面に）派遣する予定、としている。実際には、こうした増援部隊は大坂から美濃方面に派遣されることはなかったが、8月26日の時点ではこうした増援計画があったことになる。8月26日の時点では、まだ大津城籠城戦がおこっていなかったため、その後の大津城籠城戦の勃発により、大坂から美濃方面への兵力の増派計画は実施されなかったのかもしれない。このような大坂から美濃方面への増派計画が実現していれば、その後の美濃方面での戦局は違ったものになっていた可能性もある。

〔史料9〕⁽⁸⁸⁾

r 津ノ城南之濱手御請取、即時二丸迄二乗詰（詰カ）、敵（敵カ）餘多被打捕之由、御手柄不始于今候、s 本城落去不可有程候、弥御粉骨肝要候、恐惶謹言

増右

長盛 判

八月廿六日

鍋嶋信濃守殿

〔史料9〕は、8月26日付で増田長盛が鍋島勝茂に対して出した書状である。下線 r では、鍋島勝茂が攻め口として津城の「南之濱手」を受け取り、即時に二の丸まで攻め込み、敵を多く討ち捕らえたことを賞している。この場合、「南之濱手」というのが津城の曲輪名なのか、或いは、単に攻め口の方角を示すのかよくわからないが、「御請取」という文言からすると、後者の意味の可能性が高い。

下線 s では、本丸（「本城」）の落去は間もなくと思われる、としているので、増田長盛がこの書状を出した8月26日の時点では、津城の本丸を乗り崩した報告をまだ増田長盛は受けていなかった（上述のように津城の本丸を乗り崩したのは8月25日である）ことになる。

前掲の〔史料8〕の下線 n と同様に、〔史料9〕の下線 r で五奉行の一人である増田長盛がこのように賞していることから、津城合戦が豊臣公儀としての公戦であったことがわかる。

なお、前掲の〔史料8〕と〔史料9〕を比較すると、同日付（8月26日付）の増田長盛書状（宛所は異なる）であるものの、上述のように、前掲の〔史料8〕では吉川広家に美濃方面への転進を命じているが、〔史料9〕には鍋島勝茂に対して美濃方面への転進を命じる文言がない点は注目される。津城合戦後、鍋島勝茂が美濃方面へ進出しなかったのは、このことと関係するのかもしれない⁽⁸⁹⁾。

〔史料9〕の内容からすると、津城の「南之濱手」が曲輪名でないとすれば、慶長5年当時の津城は本丸と二の丸という単純な曲輪構成であったことになるが（前掲「伊勢国津城合戦頸注文」〔『毛利家文書之一』、376号～380号文書〕でも、本丸と二の丸以外の曲輪名は出てこない）、後

掲の〔史料10〕からは三の丸が存在したことがわかるほか、外構の存在を示す史料もあるので⁽⁹⁰⁾、慶長5年当時の津城は本丸、二の丸、三の丸、外構という曲輪構成であったと考えられる。

〔史料10〕⁽⁹¹⁾

t 今度濃州南宮打納之刻、敵付立跡手六ヶ敷候之処、其方事返合候段、無比類候、u 并至勢州楠原為加勢鉄炮之者相副遣之候処、別而肝煎仕、組之者共敵数人打臥候、v 同国於津城茂三丸門口ニ而碎手、同門内ニ而敵一人討取之段、粉骨此事候、仍太刀一腰・馬一疋遣之候、猶於国本可加褒美也

慶長五年

九月廿三日

秀元 御判

垣田勘左衛門殿

〔史料10〕は、慶長5年9月23日付で毛利秀元が家臣の垣田勘左衛門に対して出した感状である。下線tは南宮山からの撤退戦において、後衛として反転して敵と戦ったことを賞している⁽⁹²⁾。

下線uは伊勢の楠原（現三重県津市芸濃町楠原）において、加勢として鉄炮の者（＝鉄炮足軽）を添えて遣わしたところ、組の者共が敵を数人撃ち伏せた、としている。〔史料10〕の宛所である垣田勘左衛門は御鉄炮20挺の物頭であるので⁽⁹³⁾、組の者共というのは、垣田勘左衛門が物頭を務める鉄炮組を指し、加勢として添えて遣わされた鉄炮の者（＝鉄炮足軽）というのは垣田勘左衛門が物頭を務める鉄炮組の者という意味であると考えられる⁽⁹⁴⁾。

この場合の「敵」というのが具体的にどのような名前であるのか不明であるが、伊勢の楠原で毛利秀元が敵と戦闘をおこなったことは、これまでの通説では触れられていないので注目される。なお、この伊勢の楠原における毛利秀元の敵との戦闘が、津城合戦前の時期におこなわれたのか、或いは、南宮山撤退後の時期におこなわれたのかは不明であり、今後の検討課題である。

下線vは津城合戦に関する記載であり、津城三の丸の門の入口⁽⁹⁵⁾において力戦し⁽⁹⁶⁾、その門内において敵一人を討ち取ったことを賞している。

〔史料11〕⁽⁹⁷⁾

w 今度濃州南宮打入之刻、敵付立候処、其方取合之段、無比類候、x 至勢州楠原、為加勢鉄砲之者相添候、敵打廻之処、以手遣組中敵打捕候、y 同国津城取詰候時茂高名仕、抽粉骨処神妙候、仍太刀一腰・馬一疋遣之候、猶於国本可加褒美者也

(毛利秀元)

慶長五年九月廿三日

(花押)

横山伝兵衛殿

〔史料11〕は、慶長5年9月23日付で毛利秀元が家臣の横山伝兵衛に対して出した感状である。下線wは南宮山からの撤退戦において、敵と戦ったことを賞している⁽⁹⁸⁾。

下線xは伊勢の楠原において、加勢として鉄炮の者（＝鉄炮足軽）を添えて（遣わしたところ）、敵に囲まれたので、敵へ攻めかかって組中で敵を討ち捕らえた、としている⁽⁹⁹⁾。

〔史料11〕の宛所である横山伝兵衛は御鉄炮20挺の物頭であるので⁽¹⁰⁰⁾、組中というのは、横山伝兵衛が物頭を務める鉄炮組を指し、加勢として添えて遣わされた鉄炮の者（＝鉄炮足軽）というのは横山伝兵衛が物頭を務める鉄炮組の者という意味であると考えられる。

下線yは津城合戦に関する記載であり、津城を攻めた時に高名をなしたことを賞している。

このように、〔史料11〕に記された戦いは、南宮山からの撤退戦、伊勢の楠原における戦い、津城合戦であり、前掲の〔史料10〕に記された戦いと同様である。

以上のほかに、津城合戦関係の一次史料としては、①「8月20日付分部光嘉宛徳川家康書状」⁽¹⁰¹⁾…富田知信（津城主）に同心して「其城」（津城）へ移ったことを家康が了承したことが記されている、②「慶長5年8月26日付安国寺恵瓊・長東正家連署禁制」⁽¹⁰²⁾…小山村（現三重県津市一志町小山）宛の三ヶ条の禁制、③「8月25日付中川秀成宛松井康之・有吉立行連署状」⁽¹⁰³⁾…8月18日に大坂を出船し、（この日の）夜前にこの地（＝豊後木付）へ下着した者の情報として、長東正家が人数（＝軍勢）を添えられて南伊勢へ出陣し、阿野津・松坂・岩手の3城を（豊臣公儀が）受け取るために使者を出したこと⁽¹⁰⁴⁾、富田信高、古田重勝、稲葉道通の3人が船70艘ばかりにて（伊勢へ）着岸して城々へ入ったことが記されている、④「8月29日付松井康之・有吉立行宛加藤清正書状」⁽¹⁰⁵⁾…8月23日に大坂を出船して今朝（8月29日）（肥後熊本へ）着いた者の情報として、勢州口では長東正家が「あなの津」辺りにて、少し「越度」⁽¹⁰⁶⁾のように聞こえる、と記されている、⑤「8月18日付（明石守重宛）戸川達安書状写」⁽¹⁰⁷⁾…宇喜多詮家は富田信高の縁者であるので加勢のために「あの、津」へ渡海するため「此表」（清須）には来ていない、と記されている、⑥「8月19日付戸川達安宛明石守重書状」⁽¹⁰⁸⁾…宇喜多詮家は「あの、津」表へ加勢のために出勢（＝出陣）するとのことであるが、いまだ津へは行ってないだろうと思っていること、「津之城」のことは厳しく攻められているので（落城は）程なくであると思っていることが記されている、⑦「慶長5年9月23日付桂藤兵衛宛毛利秀元感状」⁽¹⁰⁹⁾…「勢州津城」において心掛け、敵一人を討ち取ったことを賞する、⑧「慶長5年9月23日付内藤四郎右衛門尉宛毛利秀元感状写」⁽¹¹⁰⁾…「勢州津城」を攻めた時の高名を賞する、などがある。

※以下、『史学論叢』48号（別府大学史学研究会、2018年）に続く。

